

1 審査会の結論

四日市市長（以下「実施機関」という。）が、令和 2 年 4 月 6 日付け農水第 1789 号-2 で行った行政情報開示決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が四日市市情報公開条例（平成 12 年四日市市条例第 63 号。以下「条例」という。）に基づいて令和 2 年 3 月 23 日付けで行った行政情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、実施機関が令和 2 年 4 月 6 日付けで行った行政情報開示決定（以下「本件決定」という。）について、開示された行政情報は審査請求人が開示を求めたものではないことを理由に、本件決定を取り消し、行政情報不存在決定を求めるものである。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書、反論書及び口頭による意見陳述で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

- (1) 審査請求人が求める行政情報は、2020 年 3 月 16 日に開催された四日市市農業振興地域整備促進協議会に諮問しなかった論理的な根拠がわかるもの及び四日市市内で公正におおやけの場で審査したことがわかるものである。
- (2) 実施機関が開示した行政情報は、実施機関内部で協議した経緯がわかるものであり、審査請求人が求めている行政情報ではない。
- (3) 審議を行わなかったのであれば、行政情報の不存在決定になるはずである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書、口頭による意見陳述で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件開示請求では、「四日市市でどのように公正に審査したかがわかる行政情報」とあるが、審査請求人が主張する公の場で審査したものという文言はなく、開示請求の際、行政情報の特定作業をする中でもそのような補足はなかった。

また、当該農用地区域除外希望調書の案件を協議会に諮問しないという判断については、令和2年3月5日に行った課内協議を根拠としているため、開示決定した内容は請求された内容に沿ったものであると考えられる。

(2) なお、個々の案件を協議会に諮問するかどうかについては、実施機関が最終的に判断するものであり、その協議も課内で行えば十分であると考えられるため、公の場で行わなければならないものではない。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、市民の知る権利を尊重し、行政情報の開示を請求する権利につき定めること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、市民による参加の下、市民と市との協働により、公正で民主的な市政を実現するというものである。

したがって、当審査会における具体的事案の審理に際しては、情報公開の趣旨を尊重し、条例を厳正に解釈して、審議するものである。そして、当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のとおり判断する。

(2) 開示対象とされた行政情報の適否について

ア まず、本件開示請求書には「2019年12月23日に四日市市が受付をした・・・農用地区域除外の案件に関して

①2020年3月16日に開催された四日市市農業振興地域整備促進協議会に諮問しなかった論理的な根拠となる行政情報の開示をさせていただきます。

②2020年3月16日に開催された四日市市農業振興地域整備促進協議会に諮問しない旨の決定までに2019年12月23日の受付以降どの様に四日市市内で構成（原文ママ）に審査したかがわかる行政情報の開示を請求させていただきます。」と記載されていた。

これに対し、審査請求人は、実施機関が開示の対象とした行政文書は、本件開示請求により開示を求めたものではないと主張する。すなわち、審査請求人は実施機関内部で農用地区域除外の案件について、四日市市農業振興地域整備促進協議会に諮問しなかった論理的な根拠（事前の協議や事前の業務指示又は法令、条例などの根拠）及び公正に公の場で審査をした協議録の開示を求めたとの主張である。

上記開示請求書の記載及び審査請求人の主張を踏まえ、当審査会で検討をするも、上記の開示請求書の記載から審査請求人の意図を明確に、かつ容易に読み取ることができるとはいえない。

また、開示請求の際に、審査請求人が四日市市農業振興地域整備促進協議会に諮問を行わないという決定をした根拠として、事前の協議や事前の業務指示又は法令、条例の該当する条文を求めているとの説明を行ったとの事実を確認することはできなかったため、審査請求人の主張のとおり的事实があったと推測することは困難である。

よって、審査請求人が本件審査請求で主張する内容を前提として実施機関が開示決定を行わなかったとしても、その開示決定は妥当でないとはいえない。

イ 当審査会は、実施機関に対して一連の農振除外についての手続の流れについて聞き取りを行ない、農振除外の手続に関して作成される行政文書についても確認を行った。

実施機関が当審査会に対して行った説明によると、農振除外に関しての一連の手続の過程の中で、開示をした決裁文書以外に四日市市農業振興地域整備促進協議会に諮問を行わなかった経緯がわかる行政文書は存在しないとのことであった。

この実施機関の説明は、本件開示文書以外の開示対象となるべき行政情報が存在しないことの説明として不合理なものではなく、実施機関において、開示請求の時点に存在した開示対象となる行政情報は、正しく開示されたものと考えられる。

以上のことから、「1 審査会の結論」のように判断する。

6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年1月27日	・ 諮問書受理
令和7年2月18日	・ 審議（令和6年度第9回審査会合議体）
令和7年3月11日	・ 審議（令和6年度第10回審査会合議体）
令和7年5月12日	・ 審査請求人の口頭による意見陳述及び審議 （令和7年度第1回審査会合議体）
令和7年6月17日	・ 審査請求人の口頭による意見陳述及び審議

	(令和7年度第2回審査会合議体)
令和7年7月31日	・審議(令和7年度第3回審査会合議体)
令和7年9月22日	・審議(令和7年度第4回審査会合議体)
令和7年10月17日	・答申

経緯(参考)

令和2年3月23日 行政情報開示請求

令和2年4月6日 行政情報開示決定

令和2年7月16日 審査請求

令和2年9月25日 弁明書

令和2年12月1日 反論書